

令和5年9月定例総会議事録

- 日 時 令和5年9月19日（火） 午前9時30分～午前10時45分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）
 - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第7号議案 買入協議の適否の判断について
 - 第8号議案 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書
 - 第9号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定について
 5. 閉 会

午前9時30分 開会

○ 副会長

皆さん、おはようございます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和5年9月定例総会を開会します。

なお、本日の定例総会につきましては、副会長である私が議長を務めさせていただきます。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出8件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知8件、報告第3号 使用貸借解約通知4件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出1件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出1件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請5件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請1件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請20件、第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転6件、第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定31件、第7号議案 買入協議の適否の判断について2件、第8号議案 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書1件、第9号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定について1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は9月8日、北部は9月11日に行っております。また、調査会については、南部が9月12日、北部が9月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、15番委員の福田義弘委員、16番委員の松尾滋樹委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書15ページから19ページの農地法第5条の規定による許可申請 審議番号8番から12番及び18番から20番の審議結果について、私から報告いたします。

令和5年9月15日に開催された、第90回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求

めた農地法第5条関係については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で、報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1～8

○ 副会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページ及び5ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～8

○ 副会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1～4

○ 副会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 7 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

1

○ **副会長**

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出、報告番号 1 番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 8 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出

1

○ **副会長**

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出、報告番号 1 番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 9 ページをお開きください。

第 1 号議案 取消願（農地法第 5 条の規定による許可）

1

○ **副会長**

第 1 号議案 取消願（農地法第 5 条の規定による許可）、審議番号 1 番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、平成22年1月に分家住宅を建設する計画で農地法第5条の許可を受けていましたが、その後、別の場所に住宅を建設したことから、取消願が提出されたものです。

なお、この案件について調査会において審議したところ、取消事由はやむを得ないと判断し、願出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ **委員**

許可日が、平成22年ということで、10年以上経過しているところですが、期限というのは、どのくらい大丈夫なんでしょうか

○ **副会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

3年を目安に転用の完了期限とされる案件が多いなかで、本案件については、これまで完了報告がなされておらず、事務局が進捗状況の報告を求めたところ、願出人から、許可の取消を求められたものです。許可の取消に係る期限とのことであれば、特に定めはありません。

○ **副会長**

委員、事務局の方から説明がありましたが、それでよろしいでしょうか。

○ **委員**

はい。

○ **副会長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願出どおり承認することに

決定しました。

次に、議案書 10 ページをお開きください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

1

○ 副会長

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請、審議番号 1 番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号 1 番は、贈与の案件です。

この案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 副会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号 1 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 1 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 10 ページ及び 11 ページをお開きください。

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

2～5

○ **副会長**

審議番号 2 番から 5 番までの 4 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 2 番から 5 番までの 4 件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 4 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この 4 件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 4 件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 2 番から 5 番までの 4 件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 12 ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○ 副会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、今般、土地の調査を行ったところ、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 副会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページ及び14ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1～5

○ 副会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、資材置場が手狭となったため、申請地を資材置場として利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地東側のセットバック部分について確認したところ、申請人から、市に帰属される予定であり、関係機関と協議を行った結果、申請地内には側溝を設けないことになった旨の説明がありました。

また、委員から、雨水の排水先について確認したところ、申請人から、申請地は、周囲より低く、地下浸透を基本としているが、大雨時などは、東側の分譲住宅建設に伴い設置される道路側溝を経由し、南側水路へ排水される旨の説明がありました。

さらに、委員から、南側雑種地との境界について確認があり、申請人から新たにフェンスを設置する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族と借家に

居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は、県道に隣接し、住環境が良いため、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

申請地のうち、105番1の農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存すること」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

106番4の農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、不動産業及び建設業を営んでいますが、資材置場が不足していることから、申請地を資材置場として利用したく、申請されたものです。

委員から、水路境界の被害防除について確認したところ、申請人から、試しに土嚢袋を設置し、支障がないことを確認しているため、現況のまま利用し、今後支障が生じれば木柵を設置するなどの対策を検討したい旨の回答がありました。

また、委員から、里道の払い下げを受ける考えがあるか確認したところ、申請人から、申請地の西側に農地への用水の機械があることから、管理のための里道幅を確保し、申請地から、はみ出さないように利用していく計画であるため、払い下げを受けない旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存すること」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請

人は、海苔養殖業を営んでいますが、事業拡大にあたり、現在の倉庫及び作業スペースでは手狭となるため、申請地に敷地を拡張したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の e の（e）と決定しております。

審議番号 5 番は、転用目的が「工場の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、製造業を営んでいますが、事業拡大に伴い、新たに工場及び駐車場の整備を計画したところ、申請地は、道路をはさんで、既存施設に隣接しており、適地と判断し申請されたものです。

委員から、申請地に埋設されているパイプラインについて確認したところ、申請人から車両出入口については、パイプラインの上を大型車も通行することから、破損しないよう対策を講じたい旨の説明がありました。

また、委員から、交通安全について確認したところ、申請人から、通行の際はもちろん、工事の際についても、交通安全に十分注意していく旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

以上のことから、この 5 件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 副会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページから19ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

6～20

○ **副会長**

審議番号6番から20番までの15件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号6番は、転用目的が「店舗併用住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は借家に居住し、美容室を営んでいます。店舗併用住宅の建設を計画したところ、申請地は、近隣に学校や商業施設があり、国道付近で交通の便も良いため、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地は小学校の近隣であるため、造成工事の際や、日常生活においても、事故がないよう注意してほしい旨の意見がだされました。

その他、転用実施の確実性や、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、又は公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、今般、駐車場の整備を計画したところ、申請地は自宅に隣接していることから、適地と判断し申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番から12番までの5件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、学校や県道に近く、交通の便や住環境もよいことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、造成等の工事の際は事故がないよう注意してほしい旨の意見があり、申請人より、登下校時間における大型車の出入りは控え、必要箇所にガードマンを配置するなど、交通安全には注意して工事を行う旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「分家住宅」の、農振除外を経た案件で、申請人は、現在借家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺

への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号 14 番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道沿いで交通の便がよく、教育施設が近いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地東側水路の施工について確認があり、申請人から、今ある法面は撤去し、境界にはコンクリート杭柵護岸を設置する旨の回答を得ました。また、水路管理者との協議の結果、南北から土砂が流入しないように水路内に木柵を設置する計画である旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設された幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で、かつ、500m 以内に 2 つ以上の教育施設、又は公共施設が存する農地」に該当するため、第 3 種農地エの（ア）の a の（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第 3 種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号 15 番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在借家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が、高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね 500 m²を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の c と決定しております。

す。

審議番号 16 番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族と借家に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は、実家に隣接しており、適地と判断し、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第 2 種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号 17 番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、今般、土地の調査を行ったところ、現在利用している自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第 2 種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号 18 番から 20 番までの 3 件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道付近で交通の便が良く、住環境もよいことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、工事用車両の出入りにより申請地西側の里道が損傷した場合の対応について質問があり、申請人より、適切に対応をする旨の回答を得ました。

また、委員から申請地東側の水路境界について質問があり、申請人から公園部分についてはフェンスを設置し、それ以外の部分は、各分譲地の入居者が対応される旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この15件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号8番から12番までの5件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号8番から12番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 15 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 16 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 16 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 17 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 17 番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号 18 番から 20 番の 3 件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この 3 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ

○ **委員**

土地利用計画の中で、西側里道は市道認定されるのでしょうか

○ **副会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

西側里道については、申請地北側開発道路乗入口との接道部分までが、市道認定される予定とのことです。

○ **副会長**

はい、どうぞ。

○ **委員**

南側の乗入口まで含めて市道認定はされないのでしょうか。

○ **事務局**

申請地北側開発道路乗入口との接道部分までがセットバックされ、市道認定されます。さらに南側部分については、里道のまま残ります。

○ **副会長**

はい、どうぞ。

○ **委員**

二つの乗入口のうち、かたや市道認定、かたや認定できないというのは市の見解でしょうか。南側乗入口を利用する住民は困ることになると思います。

○ **地元委員**

市道認定されない南側里道については、現在も車が通ることができるよう舗装されているため問題ないかと思えます。

○ **委員**

最終的に開発が終了すると、道路が損傷した際に、市道については市の負担で修繕ができるかと思いますが、里道については住民の負担になるかと思うのですが、そこは問題ないのでしょうか。

○ **副会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

どこまで市道認定を行うかについては、申請者と道路管理者との協議が整っていると

聞いております。南側里道の管理については、一般的には地元管理となりますが、アスファルト舗装等の構造物に係る管理については、道路管理者が行うことになると思います。

○ **副会長**

委員、よろしいでしょうか。

○ **委員**

北側が市道認定できて、南側が認定できない理由がわかりませんが、住民の方が、その里道に支障が生じた際に、トラブルにならないようにしていただければと思います。

○ **副会長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号18番から20番まで3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2

副会長

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件：16,068㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

3～6

○ **副会長**

審議番号3番から6番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号3番から6番までの4件:10,670㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審審議番号3番から6番までの4件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書22ページから29ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～25

○ **副会長**

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から25番までの25件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から25番までの25件

新規 4件： 41,307 m²

更新 21件： 251,172 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 25 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この 25 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 25 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 1 番から 25 番までの 25 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 29 ページから 31 ページまでをお開きください。

第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

26～31

○ **副会長**

審議番号 26 番から 31 番までの 6 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 26 番から 31 番までの 6 件

新規 1 件： 3,293 m²

更新 5 件： 69,347.66 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号26番から31番までの6件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書32ページをお開きください。

第7号議案 買入協議の適否の判断について

1・2

○ **副会長**

第7号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、買入協議の要請を行うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書33ページをお開きください。

第8号議案 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書

○ **副会長**

第8号議案 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書を議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

令和5年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、調査会において審議しました。

委員から、第8号議案別紙3ページの中ほどの「今後5年間、水稻を作らなければ畑地化とみなされるのは困る」という農家の意見については、5年間のうちに一度も水田に水

張りを行わなかった場合の事を表したものだが、この表現では、5年間継続して水張りしなければならぬように取られる可能性があるとの意見が出され、事務局から、誤解を生む表現となっており、この内容については、他の農家の意見とも重複していることから、この一文を削除し、その旨を北部調査会で説明し、定例総会において第8号議案別紙を差し替えたいとの回答がありました。

審議の結果、原案の一部を削除の上、承認相当とすることで、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 副会長

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

第8号議案 令和5年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、調査会において審議しました。

事務局から、前日の南部調査会において、承認相当と判断された修正案について説明がなされ、委員から、修正案の文言削除はせずに残すべきではないかとの意見が出されました。

その意見を受け、事務局から、文言は削除せずに「5年間のうちに一度も水張りをしなければ、畑地化とみなされるのは困る」という文言に再修正したい旨の提案があり、多数決の結果、賛成多数で承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 副会長

ありがとうございました。はい、事務局どうぞ

○ 事務局

先ほど南北調査会長から報告がありました件について、事務局から経過の説明をいたします。まず、南部調査会長から説明がありましたとおり、9月12日開催の南部調査会の中で、第8号議案別紙3ページの中ほどの文言を削除することで総会へ送る決定いたしました。その翌日9月13日に開催された北部調査会において、その文言は削除せずに残しておいたほうがよいのではないかとの意見を受け、事務局からの提案として「5年間のうちに一度も水張りをしなければ、畑地化とみなされるのは困る」という文言に再修正したい旨の提案を行いました。このような経緯から、委員の皆様には修正した第8号議案別

紙を配布しておりますので、そちらをもってご審議をよろしく申し上げます。

○ **副会長**

ただいま事務局より議案の修正について説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、修正案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、第8号議案 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、修正案のとおり承認することに、決定しました。

次に、議案書34ページをお開きください。

**第9号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する
意見の決定について**

○ **副会長**

第9号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定についてを議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見について、調査会において審議しました。

委員から、耕作されておらず活用されていない農地については、地域計画から外すことができるのか確認したところ、農業振興課から、今回の地域計画の作成では農業振興地域にある農地すべてが対象となっており、耕作者がいないということで地域計画の中から外すことはできない旨の回答がありました。

また、委員から、経営体の類型について、組み合わせた経営のものが記載されていないものがあることについて確認したところ、農業振興課から、県の基本方針を基に一部佐賀市独自の項目を加えて作成している旨の説明がありました。

審議の結果、原案どおり承認相当とすることで、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

第9号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定について、農業振興課からの説明を求めました。

委員から、担い手の集積については長期的な計画で取り組んでもらいたい旨の意見があり、農業振興課から、今後、地域計画などで、地域において話し合われることになるとの説明がありました。

また、委員から、中山間地域での事業協同組合の設立について、確認がありました。

その他、意見の内容を審議したところ、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、第9号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定については、原案どおり承認することに、決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会 令和5年9月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会 令和5年9月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時45分 閉会